

# 安芸高田市 保育所(園)・こども園(保育所部分) 入所申込のしおり



☆ 申請前にご確認ください ☆

- 消えるペンで記入された書類は受付できません
- 書類に記入漏れはありませんか？(マイナンバー、押印、保護者名など)
- 必要書類はそろっていますか？  
(保護者の本人確認ができるもの、マイナンバーがわかるものなど)
- きょうだい一緒に申請する場合、保護者の名前が一致していますか？



平成30年11月2日作成

# 目 次

|  |        |
|--|--------|
| <b>1. 保育の必要性の認定</b> .....              | 1ページ   |
| ①認定制度について .....                        | 1ページ   |
| ②保育所(園)等を利用する基準 .....                  | 1ページ   |
| ③保育時間について .....                        | 2ページ   |
| ④保育所(園)等の入所申込受付について .....              | 2ページ   |
| <b>2. 保育所(園)等の入所申込に必要な書類等</b> .....    | 3ページ   |
| ①書類の提出先 .....                          | 3ページ   |
| ②全ての方が必要な書類 .....                      | 3ページ   |
| ③該当される方のみ必要な書類 .....                   | 3ページ   |
| ④入所基準に該当する事項を証明する書類 .....              | 4ページ   |
| 「申込書」の記入例 .....                        | 5・6ページ |
| <b>3. 保育料について</b> .....                | 7ページ   |
| ①保育所(園)等の保育料の計算方法について .....            | 7ページ   |
| ②保育料の料金表について .....                     | 7ページ   |
| ③保育料の寡婦(夫)控除のみなし適用について.....            | 7ページ   |
| ④災害により被災した場合の保育料の減免について.....           | 7ページ   |
| 「保育標準時間・短時間保育料」 .....                  | 8・9ページ |
| 「保育料のフローチャート」 .....                    | 10ページ  |
| <b>4. 保育料の負担軽減について</b> .....           |        |
| ①国の多子軽減 .....                          | 7ページ   |
| ②同時入所による多子軽減 .....                     | 7ページ   |
| ③安芸高田市独自の多子軽減 .....                    | 7ページ   |
| <b>5. 保育所(園)等の延長保育・一時預かりについて</b> ..... | 11ページ  |
| ①延長保育について .....                        | 11ページ  |
| 「延長保育料について」 .....                      | 12ページ  |
| ②一時預かりについて .....                       | 11ページ  |
| <b>6. 土曜日終日保育について</b> .....            | 13ページ  |
| ①利用の手続きについて .....                      | 13ページ  |
| ②市役所へ申請が必要な保育所(園)等について .....           | 13ページ  |
| ③直接保育所へ申請が必要な保育所(園)等について .....         | 13ページ  |
| ④利用できる基準 .....                         | 13ページ  |
| ⑤保育料について .....                         | 13ページ  |
| 安芸高田市内保育所(園)等の一覧表(保育所の紹介) .....        | 14ページ  |

## 1. 保育の必要性の認定

### ① 認定制度について

保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用する時には支給認定というものを受ける必要があります。

支給認定では、入所を希望する施設や児童の年齢や保護者の就労状況等により、児童にどんな施設の利用が必要なのかを決定します。

安芸高田市では保育所（園）・幼稚園・認定こども園の入所申請書が支給認定申請書を兼ねていますので、入所申請書と添付していただいた書類で決定を行います。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の入所決定を受けた児童は、1号認定を受けたこととなります。

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）（以下、「保育所（園）等」といいます。）に入所決定を受けた3歳以上の児童は、2号認定を受けたこととなります。

保育所（園）等に入所決定を受けた2歳以下の児童は、3号認定を受けたこととなります。

現在、安芸高田市の小学校就学前の保育・教育の場は、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育事業所となります。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・企業主導型保育事業所の入所申込等については、下記の園に直接お問い合わせください。

| 施設名                | 住所            | 電話番号          |
|--------------------|---------------|---------------|
| 幼稚園                |               |               |
| 吉田幼稚園（公立）          | 吉田町吉田1997     | 42-2661       |
| ひの川幼稚園（私立）         | 八千代町佐々井1550-1 | 52-2203       |
| 認定こども園（幼稚園部分）      |               |               |
| 向原こぼと園（私立）         | 向原町坂350       | 46-7022       |
| 甲田いづみ<br>こども園（私立）  | 甲田町高田原        | 未定            |
| 企業主導型保育事業所（認可外保育所） |               |               |
| 清風会そらはる保育園         | 吉田町竹原1891-1   | 080-3721-0339 |

### ② 保育所（園）等を利用する基準

保護者が次の事情などで、家庭において児童の保育が困難な場合、利用することができます。

- 〔 1 〕 保護者が家庭外で働いている。
- 〔 2 〕 保護者が家庭内で家事以外の仕事をしている。
- 〔 3 〕 母親が出産前後である。  
（この場合の入所期間は出産前3ヶ月、出産後3ヶ月です）
- 〔 4 〕 保護者が病気やケガの治療中もしくは心身に障害がある。  
（病気やケガの場合の入所期間は病院の診断書に基づく診療期間です）
- 〔 5 〕 保護者が同居の病人や心身障害者の世話をしている。
- 〔 6 〕 震災・風水害・火災、その他の災害の復旧にあたっている。
- 〔 7 〕 保護者が親族を介護又は看護している。
- 〔 8 〕 保護者が就学している場合。
- 〔 9 〕 虐待・DVのおそれがある場合。
- 〔10〕 その他、保育が必要だと安芸高田市長が認める場合。

※求職活動については、保育所（園）等に空きがあれば3ヶ月のみ入所できます。

### ③ 保育時間について

保育時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

「保育標準時間」の保育基本時間は、7時30分から18時30分です。

(保護者がフルタイムの勤務などで家庭での保育が難しい世帯が該当します。)

一部の保育所(園)等では18時30分以降の延長保育を実施していますが、延長保育料をいただきます。(延長保育料については、11ページの「延長保育料について」をご覧ください。)

「保育短時間」の保育基本時間は、8時30分から16時30分です。

(保育短時間は保護者がパートタイムの勤務などで、8時間以内で保育所(園)等に預けるだけでいい世帯が該当します。)

保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料より約5%安く設定されていますが、16時30分以降利用した場合は、延長保育となり延長保育料をいただきます。

### ④ 保育所(園)等の入所申込受付について

平成31年4月から保育所(園)等への入所を希望される場合、次の日程で入所受付を行います。(※先着順ではありません。)

|         |  |
|---------|--|
| 申込書の配布  | 平成30年12月3日(月)～   |
| 配布場所    | 子育て支援課、各支所窓口係、各保育所(園)等で配布します。<br>安芸高田市ホームページからダウンロードも可能です。 |
| 受付期間    | 平成30年12月17日(月)～平成31年1月18日(金)                               |
| 申込書の提出先 | 子育て支援課または各支所窓口係  |
| 入所の決定   | 3月上旬に保護者へ通知します。  |

※申請状況によっては希望保育所(園)等以外に入所していただいたり、入所待ちとなることもあります。

※求職活動で入所を希望される方は、5月1日から入所できます。4月入所はできません。  
申込受付は4月1日～4月15日です。ご注意ください。

年度途中(5月以降)に保育所(園)等への入所を希望される場合、入所を希望する月の前月の15日までに申し込んでください。(15日が休日の場合、前日の開庁日になります。)

保護者が育児休業や産後休暇後に職場復帰を予定している場合は、入所希望日の2ヶ月前にご相談ください。

安芸高田市以外の保育所(園)等を希望される場合、市町村間で調整が必要ですので、事前にご相談ください。

安芸高田市のホームページからも申込書類がダウンロードできます。



## 2. 保育所（園）等入所申込に必要な書類等

### ① 書類の提出先

次の書類を、子育て支援課又は各支所へ提出してください。なお、これらの書類の様式は、市役所、各支所、各保育所（園）等、安芸高田市ホームページにあります。

### ② 全ての方が必要な書類

| 提出又は提示書類  | 対象者       | 注意事項   |
|---|-----------|--|
| ・支給認定申請書兼施設入所申込書（※1）  | 入所対象児童全員  | ※1 個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）の記入をしてください。裏面も漏れなく記入してください。   |
| ・個人番号がわかるもの（※2）<br>【個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票】  | 同居者全員     | ※2 記入いただいた個人番号全員分の個人番号がわかるものを窓口で提示していただきます。  |
| ・本人確認ができるもの（※3）<br>【運転免許証・パスポート等の顔写真つきのものはいずれか1点】<br>もしくは<br>【健康保険証・国民年金手帳等顔写真のないものはいずれか2点】 | 保護者（※4）   | ※3 窓口で提示もしくは写しを添付してください。<br>※4 『保護者』とは支給認定申請書兼施設入所申込書の右上に記入した氏名の方です。                                   |
| ・入所基準に該当する事項の証明書（在職証明書等）  | 父・母または養育者 | ・同時に兄弟姉妹の保育所（園）等の入所申請、又は児童クラブの申請に添付された場合は省略可能です。<br>・在職証明書に雇用期間が記入されている場合、期間終了後に再度証明書の提出をお願いすることもあります。 |
| ・食事調査票<br>（ 0歳児用<br>1歳児用<br>2歳児用 ）  | 入所対象児童全員  | ・申請時の年齢に該当する調査票を提出してください。<br>・食物アレルギー等対応食が必要な場合には、別途申請書等が必要ですので、お問い合わせ下さい。                             |

### ③ 該当される方のみ必要な書類

| 提出又は提示書類   | 注意事項   |
|--|--|
| 同一世帯（※5）に所持している方がいる場合<br>・身体障害者手帳<br>・療育手帳<br>・精神障害者保健福祉手帳<br>・特別児童扶養手当証書<br>・国民年金障害基礎年金証書 | ※5 同一世帯とは住民票上の世帯で同一となる場合です。<br><br>・提出は写しを提出してください。  |
| 父母または養育者が平成30年1月1日以降または平成31年1月1日以降に転入された場合<br>・市町村民税課税台帳記載事項証明書                            | 平成30年1月1日以降の場合<br>・4月～8月入所の場合のみ必要です。<br>平成31年1月1日以降の場合<br>・4月～8月入所の場合、平成30年度分が必要です。9月以降入所の場合は、新年度分が必要です。（新年度分は6月以降取得可能です。） |

④ 入所基準に該当する事項を証明する書類

入所基準に該当する事項を証明する書類は、次のとおりです。なお、2人以上の子どもを同時に申し込む場合は、原本1枚と他はコピーで可能です。

| 証明対象者<br>(父母または養育者)     | 必要書類                  | 証明者・注意事項                        |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 専業農家代表者の方               | その他証明書                | 田畑がある地域の民生委員・児童委員               |
| 専業農家代表者以外の方             | 在職証明書                 | 専業農家代表者                         |
| 専業農家以外の農業の方             | その他証明書                | 田畑がある地域の民生委員・児童委員               |
| 自営業の代表者の方               | その他証明書                | 地元の民生委員・児童委員                    |
| 自営業の代表者以外の方             | 在職証明書                 | 自営業の代表者                         |
| 妊娠・出産                   | 母子健康手帳                | 母子健康手帳の氏名・出産予定日が確認できるページのコピー    |
| 疾病、家族の介護                | その他証明書または介護保険被保険者証(写) | 地元の民生委員・児童委員<br>確認できない場合は、診断書も可 |
| 求職活動                    | その他証明書                | 地元の民生委員・児童委員                    |
| 就学                      | 在学証明書                 |                                 |
| 災害復旧                    | り災証明書                 |                                 |
| 他市の児童の保護者の介護又は看護が必要な親族  | 証明書                   | 親族の地域の民生委員・児童委員                 |
| 他市の児童の保護者が、療養をしているもとの親族 | 証明書                   | 親族の地域の民生委員・児童委員                 |



支給認定申請書 兼 施設入所申込書(現況届 兼 施設利用申込書)

申込書の記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

提出日を記入してください。

(保護者氏名)

安芸高田市長 様

安芸 高夫 印

次の通り、施設型給付費・施設型保育給付費を申請し、保育所・施設利用申込書に記入してください。

個人番号(マイナンバー)の利用開始に伴い、本人確認が必要となりますので、別紙チェックリストをご確認ください。

|                        |   |                         |                 |
|------------------------|---|-------------------------|-----------------|
| 申請に係る<br>小学校就学前<br>子ども | 氏名<br>(ふりがな) あき たろう<br>安芸 太郎  | 性別<br>〇〇年 〇月 〇日生<br>男・女 | 障害者手帳の有無<br>有・無 |
| 個人番号                   | 1111111111111111 H31.4.1時点での年齢( 〇 )歳  |                         |                 |
| 保護者<br>住所・連絡先          | (住所) 安芸高田市 〇〇町△△〇〇〇〇<br>(連絡先) 携帯: 〇90-〇〇〇-〇〇〇〇 (続柄: 母) 自宅: 〇826-〇〇-〇〇〇〇   |                         |                 |
| 認定証番号                  | ※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。  |                         |                 |
| 保育の希望の有無(※)            | <input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)<br><input type="radio"/> 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く) |                         |                 |

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)  
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。  
 ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

| 区分          | 【上段】氏名<br>【下段】個人番号                        | 子どもとの続柄   | 生年月日        | 性別     | 職業<br>又は<br>学校名等 | 障害者手帳の有無 | 前(当)年度分<br>市町村民税<br>課税の有無 |     |
|-------------|---|-----------|-------------|--------|------------------|----------|---------------------------|-----|
| 子どもの<br>世帯員 | (ふりがな) あき たかお<br>安芸 高夫<br>22222222222222  | 父         | 昭和〇〇年〇月〇〇日生 | 男・女    | AA会社             | 有・無      | 有・無                       |     |
|             | (ふりがな) あき たかこ<br>安芸 高子<br>33333333333333  | 母         | 昭和〇〇年〇月〇〇日生 | 男・女    | BB銀行             | 有・無      | 有・無                       |     |
|             | (ふりがな) あき はなこ<br>安芸 花子<br>44444444444444  | 姉         | 平成〇〇年〇月〇〇日生 | 男・女    | CC小学校            | 有・無      | 有・無                       |     |
|             | (ふりがな) あき いちろう<br>安芸 一郎<br>55555555555555 | 祖父        | 昭和〇〇年〇月〇〇日生 | 男・女    | DD建設             | 有・無      | 有・無                       |     |
|             | (ふりがな) あき ももこ<br>安芸 桃子<br>66666666666666  | 祖母        | 昭和〇〇年〇月〇〇日生 | 男・女    | EE商事             | 有・無      | 有・無                       |     |
|             | (ふりがな) _____<br>_____                     |           |             | 年 月 日生 | 男・女              |          | 有・無                       | 有・無 |
|             | 生活保護の適用の有無                                | 適用無し・適用有り |             |        |                  | ( 保護開始)  |                           |     |

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

|                     |                     |       |              |          |
|---------------------|---------------------|-------|--------------|----------|
| 利用希望期間              | 〇〇年 〇月 〇〇日 から 年 月 日 |       |              | ・ 就学前 まで |
| 利用を希望する<br>施設(事業者)名 | 施設(事業者)名・希望理由       |       |              | 事業所番号*   |
|                     | 第1希望                | 〇〇保育所 | (理由) 自宅から近い  |          |
|                     | 第2希望                | □□保育園 | (理由) 勤務先から近い |          |
|                     | 第3希望                | △△保育所 | (理由) 自宅から近い  |          |
|                     | 第4希望                |       |              |          |

○ \* 印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。  
 ○ 字は楷書ではっきりと書いてください。  
 ○ 裏面も記入して下さい。

在園児の方で保育所(園)等を変更したい場合は、印字を二重線で消し、希望する保育所(園)等を書いてください。

利用希望する施設を第3希望まで記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

|                                    |  |   |    |
|------------------------------------|--|---|----|
| 保育の利用を必要とする理由<br>該当箇所にチェックをしてください。 | 続柄   | 必要とする理由   | 備考 |
|                                    | 父  | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動<br><input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) |    |
|                                    | 母  | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動<br><input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) |    |
| 家庭の状況                              | <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外           |   |    |
| 希望する利用時間                           | 利用曜日<br>(月) ・ (火) ・ (水) ・ (木) ・ (金) ・ 土  | 利用時間<br>8時00分から 18時00分まで  |    |
| 希望する保育必要量                          | <input type="checkbox"/> 保育標準時間(8時間以上11時間未満) ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間未満) |   |    |

④税情報等の提供・安芸高田市多子世帯軽減申請に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。安芸高田市の保育料多子世帯負担軽減措置を申請し、市税等の滞納の有無を確認するため、担当部署へ問い合わせること。入所申込書類等で第2子以降であることが確認できない場合、市町村の戸籍担当課へ問い合わせること。また、これらの情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **安芸 高夫** 印

※世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 (  有 ・  無 )

(対象となる世帯員の氏名・当時の居住地)

該当される方が、父母の場合、父母の市町村民税課税額のわかる書類(証明書)を提出してください。

⑤土曜日午後保育の希望の有無について

土曜日午後保育を  希望する

※公立保育所(園)等の場合、別紙 土曜日午後保育利用登録申込書が必要です。

私立保育所(園)等の場合は園にご確認ください。

希望しない

該当箇所にチェックをしてください。

\* 市町村記載欄

|   |   |                                  |  |
|---|---|----------------------------------|--|
| 受付年月日   | 年 月 日   |                                  |  |
| 認定の可否   |   | 認定者番号                            | 認定区分等  |
| 可・否 (否とする理由)  |   |                                  | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号<br>( <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短 ) |
| 年 月 日 認定  |   |                                  |  |
| 支給(入所)の可否   |   | 支給認定期間                           | 契約期間   |
| 可・否 (否とする理由)  |   | 自 年 月 日 至 年 月 日                  | 自 年 月 日 至 年 月 日  |
| [ <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 ]   |   |                                  |  |
| 入所施設(事業者)名  |   | 年度 利用施設名                         |  |
| ( <input type="checkbox"/> 認定こども園 ( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 ) <input type="checkbox"/> 保 ( <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼 ) <input type="checkbox"/> 地 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 )<br><input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 ( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 ) <input type="checkbox"/> 第一希望施設と同施設 ) |   |                                  |  |
| 保護者の身元確認  | 無・有 ( <input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 障 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 介 ) | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| 備考  |   |                                  |  |

\* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

|              |                                 |  |
|--------------|---------------------------------|--|
| 受付年月日        | 年 月 日                           |  |
| 施設(事業者)名     | (事業所番号 : )                      |  |
| 担当者氏名<br>連絡先 | (担当者)<br>(連絡先)                  |  |
| 利用契約(内定)の有無  | 有 (契約・内定 ( 年 月 日 契約(内定) ) ) ・ 無 |  |
| 備考           |                                 |  |



### 3. 保育料について

#### ① 保育所（園）等の保育料の計算方法について

保育料は、保育所（園）等に入所される児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等）の市民税所得割額で決まります。

平成31年4月から8月分の保育料は、平成30年度の市民税所得割額で決定します。新年度9月から3月分の保育料は、新年度の市民税所得割額で決定します。

よって、保育料は毎年9月に見直しされます。（ただし、国の制度が変更された場合は、随時見直しを行います。）

#### ② 保育料の料金表について

保育標準時間または保育短時間の区分によって、料金表も区分します。

保育標準時間及び保育短時間の料金表は、8・9ページの「保育標準時間・短時間保育料」をご覧ください。

※ 認可外保育所は独自の料金設定がありますので、直接園にお問い合わせください。

#### ③ 保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用について

平成30年9月より、保育所等の保育料について、婚姻暦のないひとり親世帯を対象に、税制上の寡婦（夫）控除のみなし適用を開始しました。該当する世帯は、安芸高田市子育て支援課に申請していただくことにより、保育料が減額される場合があります。

#### ④ 災害などにより被災した場合の保育料の減免について

災害などにより自宅が半壊もしくは全壊した場合、または通所している保育所（園）等が災害などにより閉鎖した場合、保育料が減免される場合があります。

※ ③、④につきましては、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

### 4. 保育料の負担軽減について

#### ① 国の多子軽減

保護者と生計を同一にする児童のうち、第2子目以降の児童が保育所（園）等に入所し、世帯の市町村民税の所得割額が57,700円未満である場合の保育料は、第2子目が半額、第3子目以降は無料となります。ただし、ひとり親家庭等（ひとり親家庭もしくは在宅障害児（者）がいる世帯）は、世帯の市町村民税の所得割額が77,101円未満である場合の保育料は、第1子目が半額、第2子目以降は無料となります。

#### ② 同時入所による軽減（①に該当する世帯を除く）

同一世帯から2人以上の児童が保育所（園）等・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に入所している場合は、保育料が下の表のとおりとなります。

|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 入所されている児童が | 1人目の場合   | 表に定める額      |
|            | 2人目の場合   | 表に定める（ ）内の額 |
|            | 3人目以降の場合 | 無料          |

#### ③ 安芸高田市独自の多子軽減（①または②に該当する世帯を除く）

保護者と生計を同一にする児童のうち、世帯の市町村民税の所得割額が57,700円以上の場合でも、18歳以下の兄弟姉妹の保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。ただし、次のすべての事項に該当される方になります。

- 適用を受けるため、入所申込み時に裏面の同意書に同意していること。
- 適用を受けようとする児童が、安芸高田市に住所がある第2子以降の児童であること。
- 市税等（保育料・市税・住宅使用料等）を完納していること。

# 【一般世帯】保育標準時間・短時間保育料

(平成29年度 2号・3号認定 11時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

| 標準時間 月額保育料 |                                    |                    |                    |
|------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 市階層        | 定義                                 | 3歳未満               | 3歳以上               |
| 1          | 生活保護世帯                             | 0                  | 0                  |
| 2          | 市町村民税非課税世帯                         | 5,000<br>(0)       | 3,000<br>(0)       |
| 3-1        | 均等割のみ課税世帯                          | 10,000<br>(5,000)  | 8,000<br>(4,000)   |
| 3-2        | 所得割の額が<br>24,300円未満                | 14,000<br>(7,000)  | 11,000<br>(5,500)  |
| 3-3        | 所得割の額が<br>24,300円以上<br>48,600円未満   | 17,000<br>(8,500)  | 13,000<br>(6,500)  |
| 4-1        | 所得割の額が<br>48,600円以上<br>60,700円未満   | 19,000<br>(9,500)  | 16,000<br>(8,000)  |
| 4-2        | 所得割の額が<br>60,700円以上<br>72,800円未満   | 22,000<br>(11,000) | 19,000<br>(9,500)  |
| 4-3        | 所得割の額が<br>72,800円以上<br>84,900円未満   | 26,000<br>(13,000) | 21,000<br>(10,500) |
| 4-4        | 所得割の額が<br>84,900円以上<br>97,000円未満   | 30,000<br>(15,000) | 24,000<br>(12,000) |
| 5-1        | 所得割の額が<br>97,000円以上<br>115,000円未満  | 33,000<br>(16,500) | 25,000<br>(12,500) |
| 5-2        | 所得割の額が<br>115,000円以上<br>133,000円未満 | 36,000<br>(18,000) | 26,000<br>(13,000) |
| 5-3        | 所得割の額が<br>133,000円以上<br>151,000円未満 | 39,000<br>(19,500) | 27,000<br>(13,500) |
| 5-4        | 所得割の額が<br>151,000円以上<br>169,000円未満 | 42,000<br>(21,000) | 28,000<br>(14,000) |
| 6-1        | 所得割の額が<br>169,000円以上<br>213,000円未満 | 44,000<br>(22,000) | 30,000<br>(15,000) |
| 6-2        | 所得割の額が<br>213,000円以上<br>257,000円未満 | 49,000<br>(24,500) | 31,000<br>(15,500) |
| 6-3        | 所得割の額が<br>257,000円以上<br>301,000円未満 | 56,000<br>(28,000) | 34,000<br>(17,000) |
| 7          | 所得割の額が<br>301,000円以上<br>397,000円未満 | 64,000<br>(32,000) | 37,000<br>(18,500) |
| 8          | 所得割の額が<br>397,000円以上               | 82,000<br>(41,000) | 41,000<br>(20,500) |

(平成29年度 2号・3号認定 8時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

| 短時間 月額保育料 |                                    |                    |                    |
|-----------|------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 市階層       | 定義                                 | 3歳未満               | 3歳以上               |
| 1         | 生活保護世帯                             | 0                  | 0                  |
| 2         | 市町村民税非課税世帯                         | 5,000<br>(0)       | 3,000<br>(0)       |
| 3-1       | 均等割のみ課税世帯                          | 9,500<br>(4,750)   | 7,600<br>(3,800)   |
| 3-2       | 所得割の額が<br>24,300円未満                | 13,300<br>(6,650)  | 10,400<br>(5,200)  |
| 3-3       | 所得割の額が<br>24,300円以上<br>48,600円未満   | 16,100<br>(8,050)  | 12,300<br>(6,150)  |
| 4-1       | 所得割の額が<br>48,600円以上<br>60,700円未満   | 18,000<br>(9,000)  | 15,200<br>(7,600)  |
| 4-2       | 所得割の額が<br>60,700円以上<br>72,800円未満   | 20,900<br>(10,450) | 18,000<br>(9,000)  |
| 4-3       | 所得割の額が<br>72,800円以上<br>84,900円未満   | 24,700<br>(12,350) | 19,900<br>(9,950)  |
| 4-4       | 所得割の額が<br>84,900円以上<br>97,000円未満   | 28,500<br>(14,250) | 22,800<br>(11,400) |
| 5-1       | 所得割の額が<br>97,000円以上<br>115,000円未満  | 31,300<br>(15,650) | 23,700<br>(11,850) |
| 5-2       | 所得割の額が<br>115,000円以上<br>133,000円未満 | 34,200<br>(17,100) | 24,700<br>(12,350) |
| 5-3       | 所得割の額が<br>133,000円以上<br>151,000円未満 | 37,000<br>(18,500) | 25,600<br>(12,800) |
| 5-4       | 所得割の額が<br>151,000円以上<br>169,000円未満 | 39,900<br>(19,950) | 26,600<br>(13,300) |
| 6-1       | 所得割の額が<br>169,000円以上<br>213,000円未満 | 41,800<br>(20,900) | 28,500<br>(14,250) |
| 6-2       | 所得割の額が<br>213,000円以上<br>257,000円未満 | 46,500<br>(23,250) | 29,400<br>(14,700) |
| 6-3       | 所得割の額が<br>257,000円以上<br>301,000円未満 | 53,200<br>(26,600) | 32,300<br>(16,150) |
| 7         | 所得割の額が<br>301,000円以上<br>397,000円未満 | 60,800<br>(30,400) | 35,100<br>(17,550) |
| 8         | 所得割の額が<br>397,000円以上               | 77,900<br>(38,950) | 38,900<br>(19,450) |

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ( )内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 18歳以下の兄弟姉妹の第2子は半額とし、第3子以降は無料とする。ただし、上記②と比べて減免額が多い方を適用する。

# 【在障・ひとり親世帯等】保育標準時間・短時間保育料

(平成29年度 2号・3号認定 11時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

| 標準時間 月額保育料 |                                    |                    |                    |
|------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 市階層        | 定義                                 | 3歳未満               | 3歳以上               |
| 1          | 生活保護世帯                             | 0                  | 0                  |
| 2          | 市町村民税非課税世帯                         | 0                  | 0                  |
| 3-1        | 均等割のみ課税世帯                          | 4,500<br>(0)       | 3,500<br>(0)       |
| 3-2        | 所得割の額が<br>24,300円未満                | 6,500<br>(0)       | 5,000<br>(0)       |
| 3-3        | 所得割の額が<br>24,300円以上<br>48,600円未満   | 8,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       |
| 4-1        | 所得割の額が<br>48,600円以上<br>60,700円未満   | 9,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       |
| 4-2        | 所得割の額が<br>60,700円以上<br>72,800円未満   | 9,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       |
| 4-3        | 所得割の額が<br>72,800円以上<br>77,101円未満   | 9,000<br>(0)       | 6,000<br>(0)       |
| 4-3        | 所得割の額が<br>77,101円以上<br>84,900円未満   | 26,000<br>(13,000) | 21,000<br>(10,500) |
| 4-4        | 所得割の額が<br>84,900円以上<br>97,000円未満   | 30,000<br>(15,000) | 24,000<br>(12,000) |
| 5-1        | 所得割の額が<br>97,000円以上<br>115,000円未満  | 33,000<br>(16,500) | 25,000<br>(12,500) |
| 5-2        | 所得割の額が<br>115,000円以上<br>133,000円未満 | 36,000<br>(18,000) | 26,000<br>(13,000) |
| 5-3        | 所得割の額が<br>133,000円以上<br>151,000円未満 | 39,000<br>(19,500) | 27,000<br>(13,500) |
| 5-4        | 所得割の額が<br>151,000円以上<br>169,000円未満 | 42,000<br>(21,000) | 28,000<br>(14,000) |
| 6-1        | 所得割の額が<br>169,000円以上<br>213,000円未満 | 44,000<br>(22,000) | 30,000<br>(15,000) |
| 6-2        | 所得割の額が<br>213,000円以上<br>257,000円未満 | 49,000<br>(24,500) | 31,000<br>(15,500) |
| 6-3        | 所得割の額が<br>257,000円以上<br>301,000円未満 | 56,000<br>(28,000) | 34,000<br>(17,000) |
| 7          | 所得割の額が<br>301,000円以上<br>397,000円未満 | 64,000<br>(32,000) | 37,000<br>(18,500) |
| 8          | 所得割の額が<br>397,000円以上               | 82,000<br>(41,000) | 41,000<br>(20,500) |

(平成29年度 2号・3号認定 8時間保育 保育料基準額表) (単位:円)

| 短時間 月額保育料 |                                    |                    |                    |
|-----------|------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 市階層       | 定義                                 | 3歳未満               | 3歳以上               |
| 1         | 生活保護世帯                             | 0                  | 0                  |
| 2         | 市町村民税非課税世帯                         | 0                  | 0                  |
| 3-1       | 均等割のみ課税世帯                          | 4,250<br>(0)       | 3,300<br>(0)       |
| 3-2       | 所得割の額が<br>24,300円未満                | 6,150<br>(0)       | 4,750<br>(0)       |
| 3-3       | 所得割の額が<br>24,300円以上<br>48,600円未満   | 7,600<br>(0)       | 5,700<br>(0)       |
| 4-1       | 所得割の額が<br>48,600円以上<br>60,700円未満   | 8,550<br>(0)       | 5,700<br>(0)       |
| 4-2       | 所得割の額が<br>60,700円以上<br>72,800円未満   | 8,550<br>(0)       | 5,700<br>(0)       |
| 4-3       | 所得割の額が<br>72,800円以上<br>77,101円未満   | 8,550<br>(0)       | 5,700<br>(0)       |
| 4-3       | 所得割の額が<br>77,101円以上<br>84,900円未満   | 24,700<br>(12,350) | 19,900<br>(9,950)  |
| 4-4       | 所得割の額が<br>84,900円以上<br>97,000円未満   | 28,500<br>(14,250) | 22,800<br>(11,400) |
| 5-1       | 所得割の額が<br>97,000円以上<br>115,000円未満  | 31,300<br>(15,650) | 23,700<br>(11,850) |
| 5-2       | 所得割の額が<br>115,000円以上<br>133,000円未満 | 34,200<br>(17,100) | 24,700<br>(12,350) |
| 5-3       | 所得割の額が<br>133,000円以上<br>151,000円未満 | 37,000<br>(18,500) | 25,600<br>(12,800) |
| 5-4       | 所得割の額が<br>151,000円以上<br>169,000円未満 | 39,900<br>(19,950) | 26,600<br>(13,300) |
| 6-1       | 所得割の額が<br>169,000円以上<br>213,000円未満 | 41,800<br>(20,900) | 28,500<br>(14,250) |
| 6-2       | 所得割の額が<br>213,000円以上<br>257,000円未満 | 46,500<br>(23,250) | 29,400<br>(14,700) |
| 6-3       | 所得割の額が<br>257,000円以上<br>301,000円未満 | 53,200<br>(26,600) | 32,300<br>(16,150) |
| 7         | 所得割の額が<br>301,000円以上<br>397,000円未満 | 60,800<br>(30,400) | 35,100<br>(17,550) |
| 8         | 所得割の額が<br>397,000円以上               | 77,900<br>(38,950) | 38,900<br>(19,450) |

- ① 年齢の基準日は、4月1日とする。
- ② ( )内の額は、入所している子の2人目の額。3人目以降は無料。
- ③ 第2・第3階層・第4階層の一部については、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯についての減免がある。
- ④ 18歳以下の兄弟姉妹の第2子は半額とし、第3子以降は無料とする。ただし、上記②と比べて減免額が多い方を適用する。

# 保育料軽減フローチャート (改定版)

あなたの世帯は

生活保護世帯ですか？  
はい → ○保育料無料

在障・ひとり親世帯  
用保育料表参照

ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯ですか？

一般世帯用  
保育料表参照

市町村民税の合算所得割課税額が77,101  
円未満ですか？

市町村民税の合算所得割課税額が57,700  
円未満ですか？

18歳以下のお子さんが3人以上いますか？

18歳以下のお子さんが2人います

保育所(園)を利用しているお  
子さんは第3子以降ですか？

保育所(園)または幼稚園を第1  
子・第2子が2人同時に利用して  
いますか？

保育所(園)または幼稚園を同時  
に利用しているお子さんがいま  
すか？

保育所(園)を利用して  
いるお子さんは第2子で  
すか？

市税等滞納は  
ありますか？

子どもの年齢  
にかかわらず  
①第2子以降  
無料  
②非課税の  
場合は第1子  
から無料

同時入所の  
③2人目  
半額

軽減  
適用外

⑤第2子半額  
第3子以降無料  
(要申請！)

同時入所の  
④2人目半額  
3人目以降  
無料

子どもの年齢  
にかかわらず  
⑥第2子半額  
⑦第3子以降  
無料  
⑧非課税の場  
合は第2子以  
降無料

※①、②、③、④、⑥、⑦、⑧は国の制度です。  
⑤は市の制度です。(要申請)

## 5. 保育所（園）等の延長保育・一時預かりについて

### ① 延長保育について

安芸高田市では延長保育について、延長保育料の徴収を行っています。

保育標準時間と保育短時間それぞれに延長保育料を設定します。

保育短時間の方が数回延長保育を利用すると、保育標準時間の月額保育料を超えてしまいます。

延長保育料については、12ページの「延長保育料について」をご覧ください。

### ② 一時預かりについて

一時的に保育が必要となる時など、保育所（園）等に入所していなくても保育を受けることができるサービスです。

一時預かりは可愛・入江・八千代南・刈田保育園・向原こぼと園等で実施しています。利用を希望される場合は、各保育園に直接お問い合わせください。

なお、保育所（園）等以外にも、安芸高田市社会福祉協議会に委託し一時預り事業を実施しております。利用を希望される場合は、事前の会員登録と予約が必要ですので、下記の電話番号にお問い合わせください。

| 施設名                  | 住所          | 電話番号    |
|----------------------|-------------|---------|
| 安芸高田市社会福祉協議会<br>吉田支所 | 吉田町吉田1324-1 | 47-1311 |



# 延長保育料について

※平成30年度現在の制度です。

## 1. 保育標準時間 延長保育料

|                   | 定義    | 単位 | 金額   | 徴収方法等                                |
|-------------------|-------|----|------|--------------------------------------|
| 公立<br>(2保育所<br>等) | 延長保育料 | 1日 | 100円 | ・18時31分以降の利用について徴収<br>・毎月月末締め翌月納付書払い |
| 私立<br>(6保育園<br>等) | 延長保育料 | 1日 | 100円 | ・18時31分以降の利用について徴収<br>・各園で徴収します      |

- ・公立保育所は、吉田保育所・みつや保育所が延長保育を実施します。
- ・私立保育所は、入江保育園・可愛保育園・刈田保育園・八千代南保育園・向原こぼと園・甲田いつみこども園で実施します。
- ・保育標準時間の基本時間は7時30分～18時30分です。その前後が延長保育になります。
- ・各保育所の基準時計において、基本時間を1分でも経過すると規定の延長保育料をいただきます。
- ・朝の基本時間以前の利用については、延長保育料を徴収しません。
- ・延長保育料の金額は、公立・私立保育所共に同額です。
- ・公立保育所の延長保育料は、毎月月末締めで納付書をお送りします。
- ・私立保育園の延長保育料は、各保育園が請求します。
- ・保育標準時間の延長保育料の計算方法は、利用日数×100円です。（上限額は有りません）
- ・延長保育料には減免措置は有りません。第2子・第3子以降についても延長保育料は規定の金額をいただきます。

## 2. 保育短時間 延長保育料

|                   | 定義    | 単位 | 金額   | 徴収方法等                                |
|-------------------|-------|----|------|--------------------------------------|
| 公立<br>(6保育所<br>等) | 延長保育料 | 1日 | 300円 | ・16時31分以降の利用について徴収<br>・毎月月末締め翌月納付書払い |
| 私立<br>(6保育園<br>等) | 延長保育料 | 1日 | 300円 | ・16時31分以降の利用について徴収<br>・各園で徴収します      |

- ・公立保育所は、吉田保育所・みつや保育所・みどりの森保育所・いなさ保育園・くるはら保育園・かわね保育園で延長保育を実施します。
- ・私立保育所は、入江保育園・可愛保育園・刈田保育園・八千代南保育園・向原こぼと園・甲田いつみこども園で実施します。
- ・保育短時間の基本時間は8時30分～16時30分です。その前後が延長保育になります。
- ・各保育所の基準時計において、基本時間を1分でも経過すると規定の延長保育料をいただきます。
- ・朝の基本時間以前の利用については、延長保育料を徴収しません。
- ・延長保育料の金額は、公立・私立保育所共に同額です。
- ・公立保育所の延長保育料は、毎月月末締めで納付書をお送りします。
- ・私立保育園の延長保育料は、各保育園が請求します。
- ・保育短時間の延長保育料の計算方法は、利用日数×300円です。（上限額は有りません）
- ・延長保育料には減免措置は有りません。第2子・第3子以降についても延長保育料は規定の金額をいただきます。

## 6. 土曜日終日保育について

### ① 利用の手続きについて

事前に市役所へ申請が必要な保育所と、直接申請が必要な保育所（園）等があります。詳しくは、下記の表をご覧ください。なお、市役所へ申請する場合は、下記の書類を提出してください。直接保育所（園）等へ申請する場合は、各保育所（園）等へお問い合わせ下さい。

- ・土曜日午後保育利用登録申込書
- ・土曜日の勤務状況については、在職証明書の土曜日勤務記入欄で確認します。

### ② 市役所へ申請が必要な保育所（園）等について

| 申請が必要な保育所 | 土曜日終日合同保育実施場所 | 住所           | 利用時間       |
|-----------|---------------|--------------|------------|
| みどりの森保育所  | みどりの森保育所      | 美土里町本郷1714-2 | 7:30~18:30 |
| ふなさ保育園    | ふなさ保育園        | 高宮町佐々部531    | 7:30~18:30 |
| くるはら保育園   |               |              |            |
| かわね保育園    |               |              |            |

年間の土曜日終日保育利用が認められた場合は、利用を希望する週の水曜日までに、保育所（園）へ、その週の「利用申込書」を提出してください。なお、土曜日終日保育の利用は、上記実施保育所（園）へ朝からの登園となります。土曜日午前保育は、今まで通り全ての園で実施しております。

### ③ 直接保育所へ申請が必要な保育所（園）等について

|           |         |        |
|-----------|---------|--------|
| 吉田保育所     | 可愛保育園   | 入江保育園  |
| 刈田保育園     | 八千代南保育園 | 向原こぼと園 |
| 甲田いづみこども園 | みつや保育所  |        |

### ④ 利用できる基準

保護者のいずれもが、土曜日に勤務していることにより、児童を保育できない場合です。

### ⑤ 保育料について

土曜日終日保育の保育料は、月額保育料に含まれておりますので、追加徴収はありません。（延長保育料はかかります。）

## 保育所（園）等の紹介

| 保育所（園）等名                            | 住 所              | 運営主体             | 定員                     | 開所時間                             | 主な事業   |
|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------------|----------------------------------|--|
| 吉田保育所<br>Tel 42-0662                | 吉田町吉田1998        | 社会福祉法人<br>報正会    | 160                    | 平 日 7:30~19:00<br>土曜日 7:30~19:00 | ・地域子育て支援センター<br>(育児相談・園庭開放など)                        |
| 可愛保育園<br>Tel 43-1776                | 吉田町山手647         | 社会福祉法人<br>愛心会    | 120                    | 平 日 7:15~19:00<br>土曜日 7:15~19:00 | ・乳児保育（生後2ヶ月から受入）<br>・一時保育<br>(緊急時の保育や私的理由による保育に対応)   |
| 入江保育園<br>Tel 43-1011                | 吉田町上入江<br>1986-2 | 社会福祉法人<br>報正会    | 40                     | 平 日 7:30~19:00<br>土曜日 7:30~19:00 | ・乳児保育（生後2ヶ月から受入）<br>・一時保育<br>・体験入園                   |
| 八千代南保育園<br>Tel 52-3048              | 八千代町上根1372       | 社会福祉法人<br>八千代愛児会 | 50                     | 平 日 7:30~19:00<br>土曜日 7:30~18:30 | ・乳児保育（生後3ヶ月から受入）<br>・一時保育                            |
| 刈田保育園<br>Tel 52-2099                | 八千代町勝田1670       | 社会福祉法人<br>八千代愛児会 | 30                     | 平 日 7:30~19:00<br>土曜日 7:30~18:30 | ・乳児保育（生後3ヶ月から受入）<br>・一時保育                            |
| みどりの森保育所<br>Tel 54-0880             | 美土里町本郷<br>1714-2 | 安芸高田市            | 80                     | 平 日 7:30~18:30<br>土曜日 7:30~13:00 | ・乳児保育（生後6ヶ月から受入）<br>・園庭開放                            |
| ふなさ保育園<br>Tel 57-0007               | 高宮町佐々部531        | 安芸高田市            | 60                     | 平 日 7:30~18:30<br>土曜日 7:30~13:00 | ・乳児保育（生後6ヶ月から受入）<br>・園庭開放                            |
| くるはら保育園<br>Tel 57-1633              | 高宮町原田<br>3380-4  | 安芸高田市            | 60                     | 平 日 7:30~18:30<br>土曜日 7:30~13:00 | ・乳児保育（生後6ヶ月から受入）<br>・園庭開放                            |
| かねね保育園<br>Tel 58-0259               | 高宮町川根<br>2749-1  | 安芸高田市            | 30                     | 平 日 7:30~18:30<br>土曜日 7:30~13:00 | ・乳児保育（生後6ヶ月から受入）<br>・園庭開放                            |
| みつや保育所<br>Tel 42-1328               | 吉田町吉田1786        | 社会福祉法人<br>報正会    | 60                     | 平 日 7:30~19:00<br>土曜日 7:30~19:00 | ・入所対象年齢：3歳未満児<br>・乳児保育（生後2ヶ月から受入）<br>・体験保育           |
| 向原こぼと園<br>Tel 46-7022<br>【認定こども園】   | 向原町坂350          | 社会福祉法人<br>三篠会    | 80<br>(うち1号認定<br>15人)  | 平 日 7:00~19:30<br>土曜日 7:00~19:30 | ・乳児保育（生後2ヶ月から受入）<br>・園バス送迎<br>・園庭開放<br>・一時預かり        |
| 甲田いづみ<br>こども園<br>Tel 未定<br>【認定こども園】 | 甲田町高田原           | 社会福祉法人<br>三篠会    | 145<br>(うち1号認定<br>15人) | 平 日 7:00~19:30<br>土曜日 7:00~19:30 | ・園バス送迎 等<br>(詳細は決まり次第子育て支援課<br>ホームページ等でお知らせしま<br>す。) |

※ 園庭開放は全園行っていますが、日を決めて実施している所と随時の所があります。

### 企業主導型保育所（認可外）

|   |             |               |    |                         |   |
|---|-------------|---------------|----|-------------------------|---|
| 清風会<br>そらはる保育園<br>Tel 080-3721-<br>0339 | 吉田町竹原1891-1 | 社会福祉法人<br>清風会 | 19 | 月~土 7:30~18:30<br>祝日も開所 | ・企業主導型保育事業<br>・認可外保育所<br>・入所相談は園に直接お問い合わせ<br>ください |
|---|-------------|---------------|----|-------------------------|---|

保育所（園）等入所についての問い合わせは  
次のところへお願いします。

安芸高田市福祉保健部子育て支援課  
電話：0826-47-1283

